

学位に付記する専攻分野の名称の在り方について（検討分科会報告書 第1章）

1. はじめに

本報告書は、日本の科学者コミュニティを代表する日本学術会議の立場から、日本の学位に付記する専攻分野の名称に関して、基本的な考え方を提言するものである。

（1）審議の経緯

日本学術会議は、平成22年7月に「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に文部科学省高等教育局長に手交した。同検討委員会における審議は、中央教育審議会大学分科会による、平成20年12月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（参考1）の内容に留意して進められたが、同答申の中に「学位に付記する専攻分野の名称の在り方について一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」とあり、「ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る」とも述べられている。この要請に対して、日本学術会議では「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」の下に「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」を設置して検討を進め、本報告書を取りまとめるに至った。

（2）学術会議の立場

学位は、大学において体系的に編成された教育課程を一貫して履修することにより獲得される知識・能力の証明である。しかし、高等教育の大衆化、ユニバーサル化が進み、他方でグローバル化により、国境を越えた人の移動が広がりを見せている今日、「学位はいかなる能力を証明するものか」が各国共通の課題となっている。この問いへの答えは、学位が高等教育修了者の能力証明として、国内のみならず国外の高等教育機関と労働市場で適切に認められ通用するための要件である。

「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（参考1）は、分野にかかわらず、日本の大学が授与する「学士」の学位が一定の能力を保証すべきとの観点から、「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を提示した。日本の学士課程の殆どが、特定の専門分野の教育を行うことを標榜する学部・学科として開設されていることに鑑みると、「学士力」だけでは実際の教育課程への対応性という点で大きな制約がかかると考えられる。

それゆえ、同答申は「学士力」は「各専攻分野を通じて培う」ものであるとし、他方で、「我が国の大学、学位が保証する能力の水準が曖昧になることや、学位そのものが国際的な通用性を失うことへの懸念も強まってきている。例えば、学部・学科等の組織名称や、学位に付記する専攻分野の名称の多様化が進んでいるのは、そうした懸念を強める一因である」と指摘した。これは日本の大学教育及び学位に対する危機感の表れと言えよう。

この文脈において、冒頭に挙げた「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」は、学術会議が企図、着手している各分野の教育課程編成上の参照基準の策定にあたっての共通の基盤と位置づけられる。学術会議が「分野別の質保証」に関して取り組むべき課題は、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問いに対して、「学士力」が求める普遍性と、各分野に固有の特性との双方を踏まえつつ、専門分野の教育という側面から一定の基準となるものを提示する枠組みを構築し、実際に個々の分野について基準を提示することにある。その基本的な考え方は、学位に付記する専攻分野の名称の在り方を検討する際にも準拠されるべきである。

（3）本報告書の射程

学術会議は「回答」の中で、「新たに構築される分野別の質保証枠組みの基本的な役割は、最も中核的な意味において、すべての学生が基本的に身に付けるべきことを同定し、これを『教育課程編成上の参照基準』として各大学に提供することであると考える」と述べ、その考え方を次のように示した。

- ・分野別質保証において取り組むべき課題は、学士課程において、学生は何を身に付けることが期待されるのかという問いに対して、専門分野の教育という側面から、各分野に固有の特性と、「学士力」が求める普遍性ととの双方を踏まえつつ、一定の見解を提示する枠組みを構築することであること
- ・その際、学生に身に付けさせることに関しては、専門分野の細かな知識や能力を徒に数多く列挙するのではなく、将来にわたって職業人あるいは市民として世界と関わっていくための基礎となり基本となるようなものを重視すべきこと
- ・また、専門教育と教養教育との関係の多様性や、大学の設置形態の多様性も考慮し、各大学の自主性・自律性が十分に尊重されるべきこと。現実問題としても、具体的に学生が何をどこまで身に付けることを目指すのかという問題は、各大学が自ら判断せざるを得ないこと。（第一部 3. 教育課程編成上の参照基準の策定）

ここに示された姿勢は、学位に付記する専攻分野の名称に関して、次のように準用されるべきである。

- ・学生の視点に立ち、大学で重点的に学ぶ専門学術分野が明確になるような表記を基本方針として考えること
- ・大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性をもつ良い面が損なわれないよう配慮すること
- ・教育内容に対する大学の自主性・自律性を尊重すること。

以上を踏まえて本報告書では、日本の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について、和文表記（第2章）と英文表記（第3章）の双方の観点から提言を行うこととする。

（参考1）中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」2008年12月24日

第2章 学士課程教育における方針の明確化

第1節 学位授与の方針について ～幅広い学び等を保証し、21世紀型市民にふさわしい 学習成果の達成を～

(2) 我が国の課題

(カ) これまで大学設置の規制を緩和したり、機能別の分化を促進したりすることで、個々の大学の個性化・特色化を積極的に進めてきた結果、大学全体の多様化は大いに進んだ。

しかしながら、学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった。

例えば、学位に付記する専攻分野の名称は年々多様化し、その種類は、平成17年度時点で約580に達する。また、その名称の約6割は、専ら当該大学のみで用いられている。このように過度に細分化された状態が、真に学問の進展に即したもののなのか、学生の学習成果を表現するものとして適切なのか、能力の証明としての学位の国際的通用性を阻害するおそれはないのか、懸念を持たざるを得ない状況である。

こうした状態は、今後進めていこうとする留学生交流についても、隘路となってしまうおそれがある。(p.10、抜粋)

(4) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

- ◆ 学位に付記する専攻分野の名称については、学問の動向や国際的通用性に配慮して適切に定める。

類例がなく定着していない名称は避けるように努める。仮にそれを用いる場合、依拠・関連する既存の学問領域との関係について説明責任を果たすようにする。

【国によって行われるべき支援・取組】

- ◆ 学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする。

ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る。また、英名表記の国際的通用性の確保に留意する。学部等の設置審査や評価に際しては、唯一単独の名称を用いる場合、関連する学問領域との関係について十分な説明を求め、必要に応じ、見直しを含め適切な対応を促す。

(pp.13-14、抜粋)

学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会報告書（第3章）

1. 学位の英文表記に対する基本的姿勢

日本で授与された学位（academic degrees）が高等教育修了者の能力証明として、国内のみならず国外の高等教育機関と労働市場において適切に認められ通用するためには、その英文表記が国際的にも容認される一定の共通性を備えていることが不可欠である。

第1章で述べたとおり、「学位はいかなる能力を証明するものか」が各国共通の課題となっている。こうした社会的な要請は、高等教育の大衆化、ユニバーサル化が進展する一方で、国際化、グローバル化により、国境を越えた人の移動が広がりを見せているからにはほかならない。学生と大学卒業者の流動性が高まると、異なる教育機関の間で教育経験を承認し累積することが要求される。さらにグローバル化が進むにしたがって、多国間で相互に学位を認証し、あるいは授業科目の履修経験を認定する必要が生じる。ある国の高等教育機関によって授与された学位が、他国で認証（recognition）されることが必要になるのである。

日本においても留学生の受け入れと日本人学生の送り出しを政策として推進するうえは、相応の態勢を整える覚悟と労力が欠かせない。国境を越えて移動する学生と大学卒業者の学位認証にかかわる問題が、学位の英文表記によってすべて解決されると期待するのは早計であろう。しかし、高等教育機関が自ら提供する学位プログラム（教育課程）に責任をもち、その履修の成果として学生が何を身に付けたかを、学位の英文表記に簡潔に反映させることは、学位授与機関としての大学の責務である。同時に学位の英文表記は、合理性、妥当性（適切性）、国際性を備えていることが求められる。

2. 英文表記における学位の構造と名称

学位（及びその名称）は基本的に、3つの要素から構成されている。

- (1) レベル … Bachelor（学士）、Master（修士）、Doctor（博士）など
- (2) 分野 … 学問分野（学問体系が確立し、学術的に広く認知されている分野）
- (3) 下位の専門 … 教育課程で重点をおく分野

英米の学位は原則として、「(1) of (2)」ないし「(1) of (2) in (3)」という形で記載されていると考えられる。この階層的な学位の表記方法によって、学位取得者

が軸足をおいて学んだ学問分野と専門性が明示され、国内外の一定の通用性を確保している。

日本で授与される学位の英文表記についても、こうした構造を基本方針として大学間で合意を得ておくことは、学位の国際的な通用性の観点からも望ましい（注）。

（注）ただし、この表記方法が国際的に唯一の標準的な方法ではない。重要なことは、日本国内における学位の英文表記に関して共通の方針を定め、国外に向けて発信することである。たとえばヨーロッパでは、1999年のボローニャ宣言を契機に「ヨーロッパ高等教育圏」の創設を目ざし、各国政府と高等教育機関の協調のもと、学位制度の調和に向けて取り組みが進められてきた。ボローニャ・プロセスと呼ばれるこの改革の最重点は、学士（バチェラー）、修士（マスター）、博士（ドクター）の学位取得に導く3段階の学修構造と比較可能な学位制度の導入、学位と学修期間の相互認証、質の保証に置かれている。20世紀末までヨーロッパ諸国の高等教育は、修了者に授与される学位も修業年限も多様であったが、いまや欧州においても大学卒業者が手にする最初の学位は「学士」が主流になっている。しかし、学位の英文表記に関しては、各国・高等教育機関に委ねられ、その表記方法は多岐にわたる。そのため、学位証書補足資料（ディプロマ・サプルメント、Diploma Supplement）等を用いて、大学卒業者すなわち学士学位取得者がどのような共通の力を有するか、その内容をより詳細に提示する方途がとられている。

3. 英文表記のルール化に対する提言

以上の考え方にもとづき、日本の学位の英文表記について、次の基本方針を提言する。

- (1) 学士（Bachelor）、修士（Master）、博士（Doctor）のレベル制を維持すること
- (2) 分野名は学問体系が確立し、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
- (3) 下位の専門（教育課程で重点をおく分野）を示すことを除外するものではないこと
- (4) 英文表記は、「(1) of (2) in (3)」のように階層的な構造を念頭において表記すること。

なお、学位の英文表記に教育課程で重点をおく専門分野を記載せず、学位証書補足資料（ディプロマ・サプルメント）等の併用によって、そこに教育課程編成上の特性を反映させ、国際的な通用性を担保する手法をとることも考えられる。